

前橋市国民健康保険税条例の改正について（議案第４７号）

国民健康保険課

1 改正の理由

群馬県及び県内市町村が進める保険税算定方式の統一化に対応するとともに、本市の国民健康保険特別会計において負担する国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用に充てるため、税率等を改める。

2 主な内容

(1) 後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の算定に係る世帯別平等割額を加える。

(2) 基礎課税額（医療給付費分）、後期高齢者支援金等課税額（後期高齢者支援金分）及び介護納付金課税額（介護納付金分）の税率及び軽減額を次のとおり改める。

ア 基礎課税額

(イ) 税率

区 分		現 行	改 正 案	改 定 幅
所得割額		6.8%	7.0%	0.2%
被保険者均等割額		24,600円	29,000円	4,400円
世帯別平等割額		16,800円	19,400円	2,600円

(ロ) 軽減額

区 分		現 行	改 正 案	改 定 幅
被保険者 均等割額	7割軽減世帯	17,220円	20,300円	3,080円
	5割軽減世帯	12,300円	14,500円	2,200円
	2割軽減世帯	4,920円	5,800円	880円
	7割軽減世帯	11,760円	13,580円	1,820円

世帯別 平等割額	5割軽減世帯	8,400円	9,700円	1,300円
	2割軽減世帯	3,360円	3,880円	520円

イ 後期高齢者支援金等課税額

(ア) 税率

区 分	現 行	改 正 案	改 定 幅
所得割額	2.5%	3.1%	0.6%
被保険者均等割額	13,200円	12,600円	△600円
世帯別平等割額	—	8,400円	8,400円

(イ) 軽減額

区 分		現 行	改 正 案	改 定 幅
被保険者 均等割額	7割軽減世帯	9,240円	8,820円	△420円
	5割軽減世帯	6,600円	6,300円	△300円
	2割軽減世帯	2,640円	2,520円	△120円
世 帯 別 平等割額	7割軽減世帯	—	5,880円	5,880円
	5割軽減世帯	—	4,200円	4,200円
	2割軽減世帯	—	1,680円	1,680円

ウ 介護納付金課税額

(ア) 税率

区 分	現 行	改 正 案	改 定 幅
被保険者均等割額	15,600円	12,200円	△3,400円
世帯別平等割額	—	6,200円	6,200円

(イ) 軽減額

区 分	現 行	改 正 案	改 定 幅
-----	-----	-------	-------

被保険者 均等割額	7割軽減世帯	10,920円	8,540円	△2,380円
	5割軽減世帯	7,800円	6,100円	△1,700円
	2割軽減世帯	3,120円	2,440円	△680円
世帯別 平等割額	7割軽減世帯	—	4,340円	4,340円
	5割軽減世帯	—	3,100円	3,100円
	2割軽減世帯	—	1,240円	1,240円

3 施行期日

令和7年4月1日